

第4章

市町村森林整備計画の実行監理

地域の森林・林業の構想である市町村森林整備計画の実現のためには、森林所有者等による森林の整備等が市町村森林整備計画に適合しているかを確認するなど、計画策定後の実行監理が重要です。

森林総合監理士には、森林経営計画の認定等、伐採および伐採後の造林の届出制度の運用等について、市町村行政を支援していくことが求められます。

1 森林経営計画の認定

森林経営計画について認定の申請があったときには、市町村長は、市町村森林整備計画の記載事項を踏まえながら、森林法・森林法施行規則に定める施業の実施基準に適合するかどうかについて審査します。市町村が市町村森林整備計画において独自の記載をしている場合には、この記載にも適合していることも審査します。

このため、市町村森林整備計画に定める森林施業等の基準やゾーニングが、森林経営計画の認定基準を大きく左右しますので、市町村森林整備計画の策定に当たっては、地域の森林のあるべき理想の姿を具体化する一方で、地域の実態に即した実現可能な計画として検討する必要があります。

また、森林経営計画の作成を主に担う森林施業プランナーとは、日常的に情報交換・意見交換を行いつつ、市町村森林整備計画の中に込めた将来の森林の姿や木材生産の方向性などについての考え方を共有するように努めていくことが重要です。

森林経営計画制度については、「第4部 森林経営計画」を参照してください。

2 伐採及び伐採後の造林の届出等制度の運用

(1) 制度の趣旨

伐採及び伐採後の造林の届出は、保安林等以外の森林において、森林所有者等が伐採を行おうとするとき、伐採や伐採後の造林について、市町村森林整備計画に従ったものとなるよう、作業開始日の90～30日前に市町村長に提出する制度です（森林経営計画に基づく伐採については本届出は不要であり、事後の届出が必要となります）。

平成24（2012）年4月に施行された改正森林法により、無届で伐採を行った場合の伐採中止命令や造林命令が措置されたことに加えて、罰金も30万円から100万円に引き上げられるなど厳格化されました。さらに、平成29（2017）年4月に施行された改正森林法により、伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行った森林所有者等は、届出書に基づいて森林の立木の伐採（主伐）及び造林をしたときは、市町村長への伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告をすることとなりました。

市町村に対して届出があった場合は、その伐採の箇所について、法令に基づく規制の有無を確認するとともに、伐採及び伐採後の造林計画が市町村森林整備計画に適合しているかを確認します。適合していない場合は、届出提出者にその旨を伝え、適正な届出が出されるよう指導し、必要な場合には届出の変更命令を出します。

届出で計画された伐採や造林の実施状況については、森林所有者から提出された報告書に記載さ

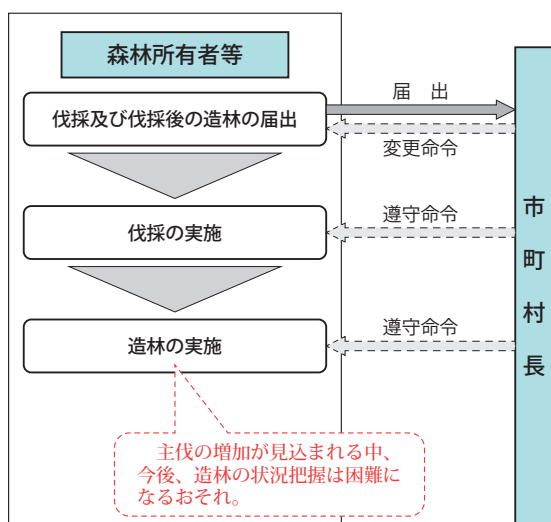
れた伐採及び伐採後の造林の実施状況が、届出書に記載されていた伐採及び伐採後の造林の計画と整合しているか否かを確認するとともに、必要に応じて現場を確認の上、伐採方法や造林の方法が届出と異なる場合には、指導や遵守命令を行うこととなります。また、天然更新が計画されている場合には、5年後の天然更新の確認の時期に更新が図られていない場合の植栽等の計画もあわせて届け出ることとなっており、市町村森林整備計画に定める更新完了のガイドラインに照らし更新が図られていない場合は植栽等を行うように指導し、必要な場合には植栽等の実施について遵守命令を行うこととなります。

また、届出をせず立木を伐採した者が引き続き伐採をし、または伐採後の造林をしない場合に、災害を発生させるおそれがあると認めるときは、伐採の中止または伐採後の造林をすべき旨を命ずることができることとされています。

このように、伐採・造林のルールの徹底を図るための制度的な手当てがしっかりと行われているところですが、現場においては、森林所有者や立木買いをした者に伐採及び伐採後の造林の届出を確実に提出させ、その届出に沿った伐採・造林を実施してもらうことが必要です。持続的な森林経営を実現していくためには、森林経営計画の対象森林だけでなく、それ以外の森林においても、合法的な手順を経て伐採が行われ、適切な造林が行われるということが求められます。無届伐採や伐採後の放置といった違法行為が行われないう、しっかりと本制度の周知や指導を図っていくことはもとより、地域における伐採の状況や材の流れを把握し、無届伐採の疑いがある伐採・搬出・運材がないか気をつける、あるいはこれらの情報が得られるような地域とのネットワークづくりを図るなど、制度が「絵に描いた餅」とならないようにしていくことが重要です。

○伐採及び伐採後の造林の届出制度の見直し

■改正前



■改正後

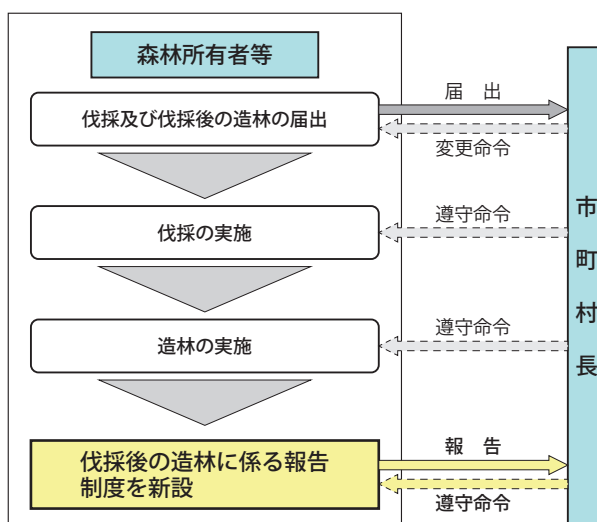


図3-7 伐採造林届出制度の概要

(2) 合法伐採木材の流通・利用の促進

これまで、我が国では、違法伐採対策として、国等による環境物品等の調達への推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年3月9日環境省告示第11号）を改定するとともに、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を作成することにより、政府調達の対象となる木材・木材製品について、合法性の証明を求めてきました。

平成29年5月に、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材・その製品の流通及び利用を促進することを目的とした合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）〔通称「クリーンウッド法」〕が施行されました。本法律の施行により、政府調達のみならず、民間需要においても、全ての事業者に、合法伐採木材等を利用するよう努めることが求められることとなりました。特に、木材関連事業者⁴⁾には、本法の対象とする木材等について、合法性の確認等の取組を講ずることが求められることとなります。

クリーンウッド法に基づく我が国の木材の合法性の確認には、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し、伐採及び伐採後の造林の届出が市町村森林整備計画に適合していることのお知らせ（適合通知書）、保安林伐採許可等の通知書、森林経営計画の認定書の写し等が活用できるとしています⁵⁾。

「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出は、森林法によって義務づけられていることから、森林所有者、素材生産業者など伐採を行う者に対する制度の周知を徹底することとあわせて、木材関連事業者に対して合法性の確認を促すことにより、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することが重要です。

3 森林の土地所有者届出制度

本制度は、森林総合監理士が直接的に関与することは少ないと考えられますが、新たに森林の土地所有者となった者に対し、市町村長にその旨を届け出ることを義務づける制度です。

この制度は、森林法に基づく伐採および伐採後の造林の届出に係る事項の変更・遵守命令や保安林における監督処分等を円滑に実施していくためには、森林の所有者の異動があった場合にこれを適切に把握する必要があることから設けられました。その背景には、外国人による森林取得が報道等を通じて問題視されたこともあります。これまでも、一定面積（例えば都市計画区域外においては1ha）以上の土地売買については国土利用計画法に基づく届出制度がありましたが、本制度により売買以外のものも含め、面積にかかわらず森林の所有権の異動を把握することが可能となりました。

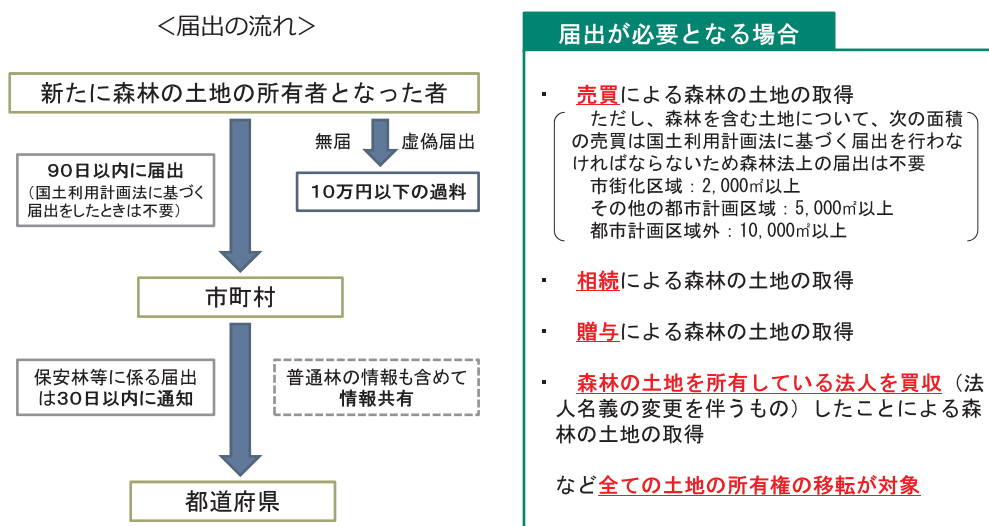


図3-8 森林の土地の所有者届出制度の概要

4) クリーンウッド法において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業及び木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業を行う者をいいます。

5) 林野庁ホームページ合法伐採木材に関する情報提供サイト

「クリーンウッド・ナビ」<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

た。なお、国土利用計画法に基づく届出をしたときは森林の土地所有者の届出は不要としています。

具体的な運用としては、新たに森林の土地の所有者となった者は、その土地が所在する市町村の長に90日以内に届出をしなければなりません。届出は、所定の様式に、新たに土地の所有者となった者の氏名または名称、住所、土地の所在、土地の面積、所有権の異動の原因などを記載して行うことになります。売買、相続または贈与、森林の土地を所有している法人を買収した場合など形式を問わず、個人であっても法人であっても、取得した森林の面積にかかわらず、新たに森林の土地の所有者となった場合はすべて届出の対象となります。この届出をしなかったり、虚偽の届出を行った場合には、10万円以下の過料の対象となります。

また、平成28(2016)年5月の森林法改正により、市町村が所有者や境界の情報を一元的にとりまとめた林地台帳を作成する制度が創設されたところであり、届出のあった情報については、市町村において林地台帳に整備して森林の土地の所有者情報として蓄積するとともに、都道府県との間で情報共有し、森林簿情報の更新なども活用することが期待されます。また、森林法に基づく森林所有者への指導、勧告、命令の円滑な実施や、集約化に必要な森林所有者情報の整備の面からも重要な情報となります。

4 林地台帳制度

「3 森林の土地所有者届出制度」においても触れましたが、平成28(2016)年5月の森林法改正により、市町村が所有者や境界の情報を一元的にとりまとめた林地台帳を作成する制度が創設され、平成31(2019)年4月から本格運用されることとなりました。森林整備の担い手である森林組合や林業事業者が、林地台帳として整備される森林の土地の所有者や境界に関する情報を活用することにより、森林施業の集約化の取組が推進されることが期待されます。

また、林地台帳に記載された森林の土地の所有者情報は、伐採等届出制度等記載内容の確認や、無届伐採等に対する森林所有者への適切な対応を行うために活用できます。また、林地台帳に森林の土地の所有者届出や境界明確化事業の成果を記載することで、所有者情報の管理と活用を図ることができます。

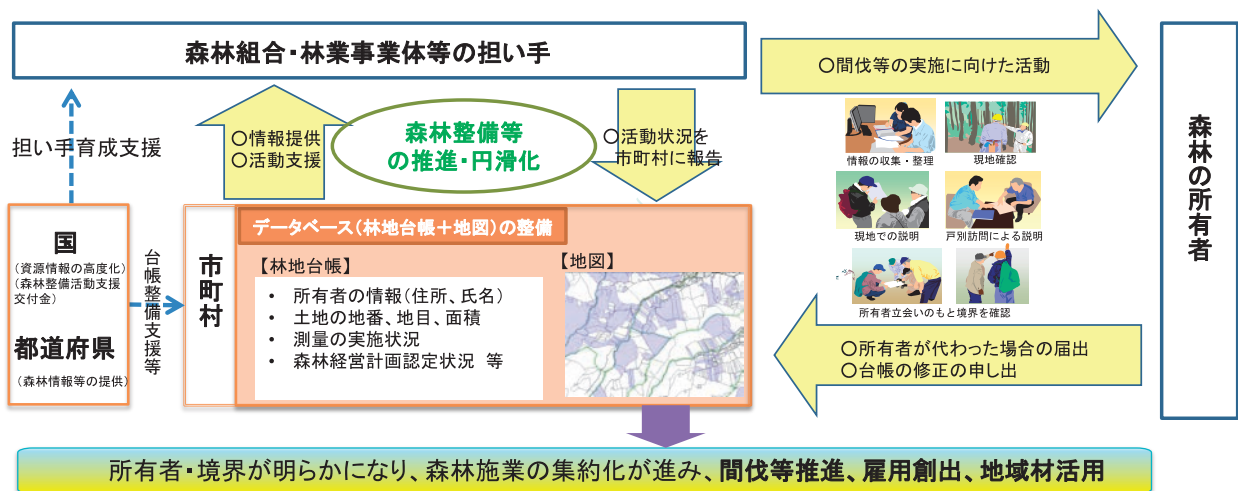


図3-9 林地台帳の効果

5 共有者不確知森林制度

共有者不確知森林制度とは、平成28(2016)年5月の森林法改正により、新たに創設された制度で、共有林の共有者の一部が特定できない又は所在の分からない場合において、市町村長による公告、都道府県知事の裁定等の手続の下に、その者が所有する立木の持分を他の共有者に移転させることなどができる仕組みです。

これにより、これまでは共有者の一部が不確知であったため伐採や造林を行うことができなかった森林において、森林整備を進めることが可能になります。

○共有者不確知森林制度（立木所有権の移転等の流れ）

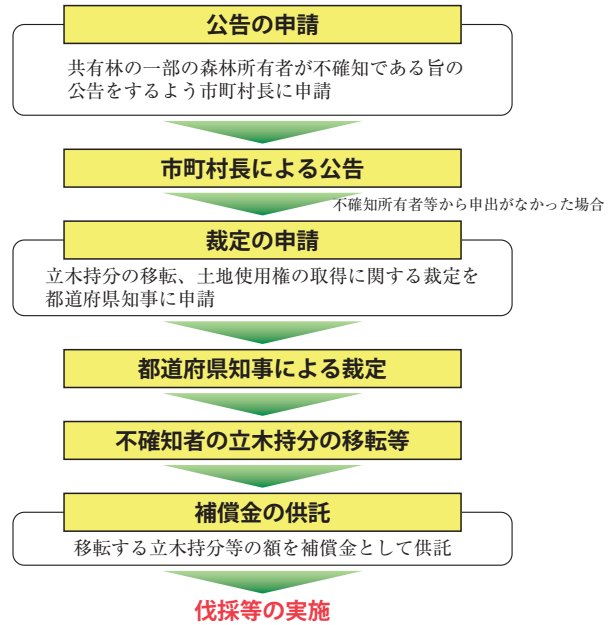


図3-10 共有者不確知森林制度のしくみ